第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 3 森 恒利 ・ 5 青木 正司 ・ 6 赤塚 薫

7 伊藤 征一 ・10 奥山 勘五郎・13 丹羽 芳久

 14 前田
 紀男
 ・15 杉谷
 正美
 ・16 田中
 茂人

20 中川 文博 ・22 中林 長一・23 平井 秀次

43 後藤 勝・48 前川 正次

以上14名

欠 席 委 員 1 池田 長義 ・ 2 太田 義政 ・ 9 大田 武士

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 伊藤 征一

事 務 局 職 員 奥野事務局長・鈴村次長・竹田主査

総 合 支 所 河芸:服部主査 美里 : 小林主幹 安濃:北角担当主幹

芸濃:清水主査 香良洲:中山担当副主幹

議事録署名者 10 奥山 勘五郎・10 平井 秀次

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 時効取得による所有権の移転について

報告第6号 農業生産法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の 決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長 それでは、議題に入らせていただきます。

それでは、第4回第1農地部会を開会させていただきます。

本日の欠席は3名、出席者は14名です。

それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。

10番 奥山委員、23番 平井委員。よろしくお願いいたします。

それでは、会長の専決等の報告事項に入ります。1号から6号まで、事務局から一括してご報告をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

番号1から8で、2ページになりますが、合計で件数は8件、面積は田で31,689㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから7ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1から13で、7ページになりますが、合計で件数は13件、面積は49,349.07㎡で、その内訳は田が37,301.07㎡、畑が12,048㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が雑種地や宅地などになっているところは、無断転用の可能 性がありますので、届出人に対して指導しております。

8ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、共同住宅用地、番号2、一般個人住宅用地及び農業用倉庫用地、番号3、長屋住宅用地、番号4、太陽光発電施設用地、以上、件数は4件で、合計面積は2,606㎡、この内訳は田が1,612㎡、畑が994㎡でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権 移転)でございます。

番号1、進入路用地、番号2、共同住宅用地、番号3、一般個人住宅用地、番号4、物置・農業用倉庫・駐車場用地、番号5及び番号6、分譲住宅用地、番号7、太陽光発電施設用地、番号8、資材置場・駐車場用地、番号9及び10ページの番号10、太陽光発電施設用地、以上、件数は10件で、合計面積は5,490.91㎡、この内訳は田が209㎡、畑が5,281.91㎡

でございます。
11ページをお願いいたします。
報告第5号 時効取得による所有権の移転についてでございます。
番号1、権利者、申請地面積 5,366㎡、取得年月日、昭和
50年5月12日でございます。
権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己所有の農地として利用してお
り、取得時効が完成しております。
件数はこの1件で、内訳としまして、田が3,547㎡、畑が1,819㎡
でございます。
12ページをお願いいたします。
報告第6号 農業生産法人の定期報告についてでございます。
番号1、株式会社、主たる耕作物は花き、耕作面積は、畑で3.6
h a。
番号2、 農事組合法人、主たる耕作物 野菜、耕作面積 田
1. 7 h a 、畑 9. 8 h a 採草放牧地 1 6 h a 、合計 2 7. 5 h a。
番号3、株式会社、主たる耕作物はほうれん草、耕作面積 田
0. 61 ha、畑 0. 98 ha、合計1. 59 ha。
番号4、有限会社 、主たる耕作物はイチゴ、耕作面積 畑2ha。
番号5、有限会社、主たる耕作物は花苗、耕作面積は、田で
3. 73 h a _o
番号6、株式会社 、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で76h
a _o
番号7、株式会社 、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で33h
a .
番号8、株式会社、主たる耕作物は苗木、耕作面積 畑
4. 0 5 h a o
番号9、株式会社、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田
9. 95 h a 、畑 0. 1 h a 、合計 1 0. 05 h a。
番号10、株式会社、主たる耕作物は茶、耕作面積は、畑で5.4
h a 。
番号11、農事組合法人、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で
21. 5 h a 。
番号12、農事組合法人、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田
93.6ha、畑 0.2ha、合計93.8ha。
番号13、有限会社、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田 51
ha、畑 O. O3ha、合計51. O3ha。
番号14、株式会社、主たる耕作物は野菜、耕作面積 田
29.9ha、畑 1.5ha、合計31.4ha。
番号15、株式会社、主たる耕作物はブロッコリー、耕作面積 田
1. 42 h a 、畑 1 h a 、合計2. 42 h a。
番号16、農事組合法人、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で
$4.~8~h~a_{\circ}$
番号17、農事組合法人、主たる耕作物 水稲、耕作面積 田で
1 0 h a 。
番号18、株式会社、主たる耕作物は野菜、耕作面積 畑 18h

以上、件数は18件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員 要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。 報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。 今、事務局より説明があったとおりでございますので、よろしくお願いをい 長 議 たします。 それでは、議案事項に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許 可・所有権移転)、事務局の説明をお願いいたします。 事務局 13ページ・14ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許 可・所有権移転) でございます。 番号1、地区 栗真、受人 __、面積 15,146 m²、渡 人 、面積 9,607㎡、申請地 栗真小川町池田 、台帳 地目・現況地目とも田、面積 309㎡です。 これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡 大するものです。 ____、面積 6,006㎡、渡 番号2、地区 神戸、受人 人 、面積 7,146㎡、申請地 半田日下____、台帳地目· 現況地目とも田、面積 1,388㎡ 外2筆、合計面積 6,320㎡。 これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲 り受け、営農を拡大するものです。 番号3、地区 安東、受人 _____、面積 509,897 m3、渡人 ______株式会社代表取締役_____、面積 789㎡、申請地 安東町柏ノ 木 ___、台帳地目・現況地目とも田、面積 789㎡。 これにつきましては、受人は、社有農地である申請地を渡人から譲り受け、 営農を拡大するものです。 ____、面積 4,912 m²、渡人 番号4、地区 安東、受人 、面積 11,598㎡、申請地 納所町深見 、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 582㎡。 これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡 大するものです。 番号5、地区 高茶屋、受人 ______ 外1名、面積 6,416.75 ㎡、渡人 、面積 5,060㎡、申請地 城山三丁目 、台 帳地目・現況地目とも田、面積 19㎡ 外1筆、合計面積 38㎡。 これにつきましては、受人は、耕作が不便である渡人からの要望を受け申請 地を譲り受けるものです。 番号6、地区 椋本、受人 ____、面積 182,542.61㎡、渡 人 ____、面積 182,542.61㎡、申請地 芸濃町椋本西豊久野 、台帳地目・現況地目とも田、面積 571㎡ 外3筆、合計面積 $2, 647 \,\mathrm{m}_{\odot}^2$ これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。 番号7、地区 椋本、受人 ____、面積 19,480.40㎡、渡人 、面積 1,228㎡、申請地 芸濃町椋本東冨家 、台帳地 目・現況地目とも田、面積 1,228㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため離農する渡人から申請地を譲り 受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 明合、受人 _____、面積 5,997㎡、渡人____、面積 5,686㎡、申請地 安濃町栗加中合野___、台帳地目・現況地目とも畑、面積 423㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 明合、受人 _____ 外1名、面積 9,852㎡、渡人 ____、面積 9,852㎡、申請地 安濃町東観音寺八ノ坪___、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,705㎡、14ページになりますが、外4筆で、合計面積 9,416㎡。

これにつきましては、渡人から受人への生前部分贈与になります。

以上、件数は9件で、合計面積は21,752㎡、この内訳は田が

19,253㎡、畑が2,499㎡でございます。いずれの案件も、農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。 それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。 1番、栗真。

青木委員 5番、青木です。事務局の説明どおり、農機具も保有しており、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 2番、神戸。

事務局 議長、地元の池田委員ですけども、本日は欠席です。事前に問題ないという ご連絡をいただいております。

> それから、3番、4番の安東の2件は、太田委員は欠席されておりまして、 事前に問題ないというご連絡をいただいております。

以上、報告をさせていただきます。

議 長 はい、ありがとうございました。 それでは、5番、高茶屋。

奥山委員 10番、奥山です。何ら問題ないと思います。

議長6番、7番、椋本。

田中委員 16番、田中です。

6番は、親子関係で、お父さんと息子さんが今現在も一緒に耕作しています。 7番は、もう既に荒田でございまして、お年寄りということもあり、_____さんが変わって耕作していただくということで問題ございませんので、よろしくお願いします。 議 長 それでは、8番、9番、明合。

中林委員 22番、中林です。8番、9番につきまして、ただいまの事務局の説明どおりでございますので、問題はございません。

議長はい、ありがとうございました。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがで ございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしということで、1号議案につきましては許可をすることに決定をいたします。

次に、第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)事務局の説明をお願いいたします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)でございます。

番号1、地区 雲出、借人 株式会社_______代表取締役_____、面積 112,351㎡、貸人 中西昇、面積 1,271㎡、申請地 雲出本郷町大釜 、台帳地目・現況地目とも田、面積 991㎡です。

これにつきましては、借人は、病気などで労力不足の貸人から5年間の賃貸借契約により申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 雲出、借人 株式会社________________________、面積 112,351㎡、貸人 ________、面積 10,727㎡、申請地 雲出伊 倉津町十七ノ割______、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,076㎡ 外1筆、合計面積 3,153㎡。

これにつきましては、借人は、高齢化で営農を縮小する貸人から3年間の賃貸借契約により申請地を借り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は2件で、合計面積は、田で4, 144㎡でございます。いずれの案件も、農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、2番、雲出。

事務局 議長、太田委員より、この2件につきましても問題ないというご連絡をいた だいております。よろしくお願いいたします。

議長はい、ありがとうございました。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いた します。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)事務局の説明をお願いします。

事務局 16ページ、17ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)でございます。

番号1、地区 椋本、申請者 _____、申請地 芸濃町椋本西冨家____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 268㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地として利用するものです。パネル設置面積は $128.1 \, \mathrm{m}^2$ で、転用面積の $47.8 \, \mathrm{%}$ に当たります。 農地区分は、第2 種農地と判断されます。

番号2、地区 椋本、申請者 _____、申請地 芸濃町椋本西冨家 、台帳地目・現況地目とも畑、面積 74㎡です。

これにつきましては、申請地を隣接する番号1の太陽光発電施設への通路用地として利用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 雲林院、申請者 _____、申請地 芸濃町雲林院坂之谷 ____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 113㎡ 外7筆、合計面積 686.69㎡。

これにつきましては、昭和50年ごろ、減反政策の一環で植林したもので、 経過書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第 2種農地と判断されます。

番号4、地区 村主、申請者 _____、申請地 安濃町妙法寺大市____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 33㎡ 外4筆、合計面積 343㎡。

これにつきましては、昭和48年から申請地を通路、倉庫、駐車場用地として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町內多山出 、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 49㎡。

これにつきましては、申請地を平成10年から駐車場用地として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いします。

番号6、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町栗加西浦____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 365㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものですが、昨年 11 月から工事にかかっており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。パネル設置面積は、170.56 ㎡で、転用面積の 46.7%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は6件、合計面積は1,785.69㎡、この内訳は、田が1,127㎡、畑が658.69㎡でございます。いずれの案件も農地法第4

条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。それでは、地元委 員さんのご意見をお伺いいたします。

1番、2番、椋本。

田中委員 16番、田中です。この案件は集落に隣接する畑ですけれども、もう既に草が生えておりまして、転用していただくことによって解消されるという意味も ございます。問題ないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長3番、雲林院。

杉谷委員 15番、杉谷。事務局の説明どおりでありまして、山と山の間の田が何枚かになってますけれども、以前から植林されて山林になってますので、何ら問題はございませんのでよろしくお願いします。

議長4番、村主。

平井委員 23番、平井です。事務局の説明どおり何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長5番。安濃。

中林委員 22番、中林です。。これも説明どおりでございまして、何ら問題はござい ません。

議長6番、明合。

中林委員 22番、中林です。これもただいま説明がありましたとおり、太陽光発電施設で、既に11月ごろに事前着工いたしております。始末書も提出しておりますので、追認をお願いいたしたいと思います。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございます。皆さん、いかがでご ざいましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については 許可をすることに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)事務局の説明をお願いいたします。

事務局 18ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員

会許可・所有権移転)でございます。
番号1、地区 安東、受人、渡人、申請地 納所町東
浦、台帳地目・現況地目とも畑、面積 842㎡です。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、農家住宅用地と
するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 明、受人、渡人、申請地 芸濃町忍田
宮ノ戸、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 476㎡。
これにつきましては、受人は、昭和21年ごろに植林された申請地を渡人か
ら譲り受けるもので、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようと
するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号3、地区 明、受人、渡人、申請地 芸濃町忍田
宮ノ戸、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 644㎡。
これにつきましては、受人は、昭和21年ごろに植林された申請地を渡人か
ら譲り受けるもので、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようと
するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号4、地区 安濃、受人、渡人、申請地 安濃町内
多向出、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 122㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接店舗の駐車
場用地とするものですが、既にこの目的で転用されており、始末書の提出があ
りますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断さ
れます。

人 株式会社
田端上野 、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 44㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、受人が代表を務
めるに貸し付け、太陽光発電施設用地の一部とするものです。敷地面
積は全体で5,006㎡、このうちパネル設置面積は2,374.4㎡で、設
置率は47.4%になります。
なお、申請地以外の土地については、昨年11月に転用の許可を受けてお
り、申請地については始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地
と判断されます。
番号6、地区 安濃、受人、渡人、申請地 安濃町太
田宮城、台帳地目・現況地目とも畑、面積 105㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用
地の一部とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号7、地区 安濃、受人、渡人、申請地 安濃町曽 # 並
根前、台帳地目・現況地目とも畑、面積 99 m^2 外1筆、合計面積 132 m^2 。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自家用車の駐車
場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
場が起こするのです。展起区がは、第2個展起と利辱でする。 以上、件数は7件、合計面積は2,365㎡、この内訳は、田が44㎡、畑
が2,321㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2
項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

9

長 ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。それでは、地元委

議

員さんのご意見をお伺いいたします。 1番、安東。 事務局 議長、すみません。太田委員欠席されておりまして、これにつきましては問 題ないということでご連絡をいただいております。 議 長 はい、わかりました。2番、3番、明。 杉谷委員 15番、杉谷です。これももう周囲が山林ばっかりになっておりまして、事 務局の説明どおりでございます。何ら問題はないと思います。よろしくお願い いたします。 議 長 4番、安濃。5番、明合。 22番、中林。これは____が___をやっておるわけでございまし 中林委員 て、それに隣接している土地でございます。来客用の駐車場用地として、今回 転用を申請されたものでございまして、何ら問題はございません。 次に、続きまして5番の明合ですが、これは太陽光発電施設用地で、ただい ま事務局から説明ありましたように、以前に許可がありました一画が申請から 漏れていたというのが発見されたので、再度ここへ申請が出てきたものでござ いまして、何ら問題はございません。 6番、7番、安濃 議 長 中林委員 22番、中林。6番、7番でございますが、6番は個人用の住宅用地でござ いまして、これも何ら問題とするところはございません。 7番につきましても、受人の宅地に続く土地でございまして、自家用の駐車 場用地ということで、いずれも許可するには妥当であるという判断をいたして おります。 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございます。皆さん、いかがでご 議 長 ざいましょうか。 部会委員 <一同 異議なし> ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については 議 長 許可をすることに決定いたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農 業委員会許可・賃貸借権)事務局の説明をお願いいたします。 事務局 19ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員 会許可・賃貸借権)でございます。

外1名、申請地 安東町茨 、台帳地目・現況地目とも畑、

面積 383㎡です。

		これにつきましては、借人は、貸人と5年間の賃貸借契約を締結し、申請地
		を営業所の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されま
		す。 - 乗見り 地区 七田 (世)
		番号2、地区 大里、借人 <u>株式会社代表取締役</u> 、貸人 中請地 大里睦合町東豊久野 ,台帳地目・現況地目とも
		畑、面積 899㎡ 外2筆、合計面積 3,185㎡。
		これにつきましては、借人は、貸人と50年間の賃貸借契約を締結し、申請
		地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、
		1,373.76㎡、転用面積の43.1%に当たります。農地区分は、第2
		種農地と判断されます。
		番号3、地区 高野尾、借人、貸人、申請地 高野尾
		町南野、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,305㎡のうち
		6.30m_{\circ}^2
		これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請
		地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、388.8㎡、
		転用面積の61.7%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
		番号4、地区 明合、借人 株式会社
		、申請地 安濃町栗加寺台、台帳地目・現況地目とも田、面
		積 1, 150㎡。
		これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請
		地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、469.8㎡、 転用面積の41%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
		以上、件数は4件、合計面積は5,348㎡、この内訳は、田が1,150
		m、畑が4,198mでございます。いずれの案件につきましても農地法第5
		条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えま
		す。
		以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。それでは皆さんの
		意見をお伺いします。
		1番、安東。
事 務	局	議長、太田委員が受け持つ地区になります。問題ないというご連絡をいただ
		いております。よろしくお願いします。
亲	E	これでは、0平、打でございます
議	長	それでは、2番、私でございます。 地元委員と事務局と現地確認を実施しましたところ、何ら問題なかろうと思
		いますので、よろしくお願いをいたします。
		それでは、3番、高野尾。
		2. 2. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.
赤塚委員 6番、赤塚です。これは16日に地元委員と事務局で現地研		6番、赤塚です。これは16日に地元委員と事務局で現地確認いたしまし
		た。何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議	長	4番、明合。
HTX	~	* m / 7/1 H 0

中林委員 22番、中林です。太陽光発電施設用地ということで、何ら問題はございませんので、許可は妥当と考えます。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございます。皆さん、いかがでご ざいましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については 許可をすることに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・地上権)事務局の説明をお願いいたします。

事務局 20ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・地上権)でございます。

番号1、地区 椋本、借人 株式会社______代表委取締役 _____、貸人 _____、 外1名、申請地 芸濃町椋本平林____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 3,414㎡ 外2筆、合計面積 11,066㎡です。

これにつきましては、借り人は、申請地に20年間の地上権を設定し、隣接山林を含めて太陽光発電施設用地とするものです。敷地面積は全体で16,662㎡、このうちパネル設置面積は、10.466㎡で、全体面積の62.81%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。それでは皆さんの 意見をお伺いします。

1番、椋本。

田中委員 16番、田中です。山林も含めまして11反もあるような広い面積の発電施設でございます。地元委員さん方も問題がなかろうということで許可をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 地元の委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかが なものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、第6号議案については許可をすることに 決定をいたします。

次に、議案第7号 非農地証明願について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 21ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願についてでございます。 番号1、地区 高茶屋、願出者 外1名、申請地 城山三丁 目 、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 224㎡です。 これにつきましては、建物の全部事項証明書で昭和57年10月に申請地に 居宅2棟が建築されていることが確認できます。このことから、申請地は農地 以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員 会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農 地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。 次に番号2から番号5は同一地域の案件ですので、一括して説明いたしま す。 番号2、地区 黒田、願出者 、申請地 河芸町三行大広 、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 155㎡ 外2筆、合計面 積 713㎡。 番号3、地区 黒田、願出者 、申請地 河芸町三行大広 ____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 213㎡ 外1筆、合計面 積 389㎡。 ____、申請地 河芸町三行大 番号4、地区 黒田、願出者 広____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 85㎡ 外1筆、合計面 積 372 m²。 ____、申請地 河芸町三行大 番号5、地区 黒田、願出者 広 、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 231㎡。 これら4件につきましては、平成4年10月28日に国土地理院が撮影した 航空写真により、いずれの申請地も、このときには既に山林にされていること が確認できます。 このことから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土 地であり、これは津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号 の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないもの と考えます。 以上、件数は5件、合計面積は1,929㎡、この内訳は、田が558㎡、 畑が1,371㎡でございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 長 ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。それで は、地元委員さんのご意見を伺います。 1番、高茶屋。 10番、奥山です。現地で確認したところ、説明どおり問題ないと思います 奥山委員 ので、どうぞよろしくお願いします。 長 2番、3番、4番、5番、黒田。 丹羽委員 13番、丹羽です。2番、3番、4番、5番、見てきたんですけど、すごい 傾斜地で、もう雑木林になっています。昔はこれを手で耕しとったみたいです が、今は山になってて、今後両脇のところを採土するという計画もあるらしい です。問題はないと思いますので、ご承認をお願いしたいとこういうふうに思 います。

議

議

議 長 地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでご ざいましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、7号議案については証明をいたします。

それでは、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。各地区別に、下の合計欄で説明いたします。

まず、津地区をごらんください。田の賃貸借、使用貸借で95, 811 m²、契約件数は44件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で17,388㎡、契約件数は7件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で63,717㎡、畑の 使用貸借、所有権移転で8,057㎡、契約件数は20件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で19,296㎡、畑の賃貸借、使用貸借、所有権移転で6,300㎡、契約件数は12件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,761㎡、契約件数は7件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて205,973㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転で14,357㎡、合計契約件数は90件、合計面積は220,330㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区17件、河芸地区2件、安濃地区15件、芸濃地区5件、合計で39件、合計面積142,517㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。皆さん、どうでご ざいましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにい

たします。
以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第4回第1農地部会を終了いたします。
午前10時58
上記は、第4回第1農地部会の議事を録したものである。

平成27年4月21日

議事録署名者	
議事録署名者	